

## 「気候市民会議開催」に関する陳情

### [願意]

気候変動・温暖化の危機への対応一般を市民自身が検討し、その決議を自治体が行政に反映する市民会議を自治体が開催するよう要請します。

### [理由]

すでに周知の事実である気候危機に対する対応は遅々として進まず、解決への糸口さえ見えません。このままでは2030年ごろに重要な転換点である1.5度気温上昇に達する見込みで、これによる被害と犠牲をまぬかれる市民は一人としていないでしょう。また、石油の減耗によりこの化石燃料文明の崩壊も現実味を帯びてきています。この状況の中、エネルギーと食料の自給率が極めて低い船橋市では、市民が行政と協力して早急に対策を議論し、地域のレジリエンスを高めなければ市民の生活は壊滅的なものになるでしょう。

欧州ではすでに気候市民会議があちこちで開催され、日本でも先例がすでにあり、有益な結果が出ています。それで、ここ船橋でも船橋市民による市民会議を早急に開催する必要があります。それで以下のように気候市民会議開催を要請します。

1. この気候会議を令和5年度中に1度は開催する。
2. 企画運営は市民・環境NGO等により行われ、運営委員会をまず組織する。
3. 運営委員会は気候危機に対する議論のために広く市民の中から無差別公平に応募者を募り、適当な議員を選ぶ。
4. 選ばれた議員は定められた期間のみ資格を有し必要な議題について議論し決

議に至る。その際、公正な人選による専門家の説明を聞くことができる。

5. 議会運営と議員報酬その他必要な費用は自治体が負担する。
6. 自治体は企画運営その他に關していかなる指示干渉をしてはならない。
7. 決議された法案を自治体は真摯に受け止め、最大限採用し実行しなければならない。
8. 決議内容と市の実行内容を市民に公表しなければならない。

概略以上です。